

○厚生労働省告示第三百三十六号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年十一月十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

999から 1036まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	ルテチウムオキソド トシオチド (177Lu) ニボルマブ、 ペムプロリズマブ、 トラスツズマブ+ベル ツズマブ、ラムシル マブ、パニツムマ ブ、セツキシマブ、 レゴラフェニブ、ピ ミテスビブ、ペバシ ズマブ、アフリベル セブト、ベータ、オ キサリプラチン、フ ルオウラシル+レボ リナートカルシウム オキサリプラチン+イ リノテカン塩酸塩、 イリノテカン塩酸 塩、トリフルリジ ンチピラシル塩酸 塩、化学療法、放射 線療法、J038 (4に 限る。)、G005、J045 なし	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
6あり								パニツムマブ、セツ キシマブ、レゴラ フェニブ、ピミテス ビブ、フルキシチニ ン		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	ペムプロリズマブ、 アテゾリズマブ、サ シツズマブ、ゴビテ カン、トラスツズマ ブ、エムタンシン、 トラスツズマブ、テ ルクステカン、ベル ツズマブ、ベルツ マブ/トラスツズマ ブ/ボルヒアルロニ ダーゼ、アルファ、 ペバシズマブ、パク リタキセル (アルブ ミン懸濁型)、トラ スツズマブ、エリブ リンメシル酸塩、ゲ ムシタピン塩酸塩、 シクロホスファミド+ エビルビン塩酸 塩、パクリタキセル ドセタキセル、化 学療法、放射線療法 、J038 (4に限る 。)、G005、J045な し	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
6あり								パニツムマブ、セツ キシマブ、レゴラ フェニブ、ピミテス ビブ、フルキシチニ ン		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(略)

999から 1036まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	ルテチウムオキソド トシオチド (177Lu) ニボルマブ、 ペムプロリズマブ、 トラスツズマブ+ベル ツズマブ、ラムシル マブ、パニツムマ ブ、セツキシマブ、 レゴラフェニブ、ピ ミテスビブ、ペバシ ズマブ、アフリベル セブト、ベータ、オ キサリプラチン、フ ルオウラシル+レボ リナートカルシウム オキサリプラチン +イリノテカン塩酸 塩、イリノテカン塩 酸塩、トリフルリジ ンチピラシル塩酸 塩、化学療法、放射 線療法、J038 (4に 限る。)、G005、J045 なし	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
6あり								パニツムマブ、セツ キシマブ、レゴラ フェニブ、ピミテス ビブ		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	ペムプロリズマブ、 アテゾリズマブ、ト ラスツズマブ、エム タンシン、トラスツ ズマブ、テルクステ カン、ベルツズマ ブ、ベルツズマブ/ トラスツズマブ/ホ ルヒアルロニダーゼ アルファ、ペバシズ マブ、パクリタキセ ル (アルブミン懸濁 型)、トラスツズマ ブ、エリブリンメシ ル酸塩、ゲムシタピ ン塩酸塩、シクロホ スファミド+エビルビ ン塩酸塩、パクリ タキセル、ドセタキ セル、化学療法、放 射線療法、J038 (4に 限る。)、G005、 J045なし	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
6あり								パニツムマブ、セツ キシマブ、レゴラ フェニブ、ピミテス ビブ		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(略)

(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正)

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(平成二十四年厚生労働省告示第四百四十号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

別表

	薬剤	番号
(略)		
4	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017
	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年8月28日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	520及び521
(略)		
7	ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1153、1154、1156、1157、1161及び1162
	ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1514
(略)		

改正前

別表

	薬剤	番号
(略)		
4	ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年6月26日に、 <u>医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。</u> ）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017
(略)		
7	ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年6月26日に、 <u>医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。</u> ）に係るものに限る。）	1153、1154、1156、1157、1161及び1162
(略)		

21

ダブラフェニブメシル酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年11月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）

4、5、13、14、25から
27まで、321、392から
394まで、403、404、
412、470から472まで、
475、485から487まで、
499から501まで、510、
511、519、524、525、
529、671、912から915
まで、921から924ま
で、929、933、934、
941、942、952から954
まで、960、961、969、
970、978、979、995、
1002から1004まで、
1013、1014、1020、
1032、1042から1044ま
で、1050、1051、
1060、1064、1067、
1077、1078、1084、
1089、1090、1316、
1319、1321、1323、
1324、1328、1329、
1332、1333、1335、
1336、1341、1342、
1497、1502、1503、
1548から1550まで、
1558、1559、1575、
1576、1584、1586、
1618、1621、1625、
1677、1682、1686、
1688、1693、1696、
1698、1700、1704、
1705、1709、1713、
1716、1717、1722、
1726、1727、1735、
1738、1743、1751、
1752、1754、1755、
1836から1838まで、
1845から1847まで、
1851、1852、1856、
1857、1863、1864、
1870、1872、1873、
1881、1983、2002、
2003、2016及び2017

21

ダブラフェニブメシル酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年11月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）

4、5、13、14、25から
27まで、321、392から
394まで、403、404、
412、470から472まで、
475、485から487まで、
499から501まで、510、
511、519、524、525、
529、671、912から915
まで、921から924ま
で、929、933、934、
941、942、952から954
まで、960、961、969、
970、978、979、995、
1002から1004まで、
1013、1014、1020、
1032、1042から1044ま
で、1050、1051、
1060、1064、1067、
1077、1078、1084、
1089、1090、1316、
1319、1321、1323、
1324、1328、1329、
1332、1333、1335、
1336、1341、1342、
1497、1502、1503、
1548から1550まで、
1558、1559、1575、
1576、1584、1586、
1618、1621、1625、
1677、1682、1686、
1688、1693、1696、
1698、1700、1704、
1705、1709、1713、
1716、1717、1722、
1726、1727、1735、
1738、1743、1751、
1752、1754、1755、
1836から1838まで、
1845から1847まで、
1851、1852、1856、
1857、1863、1864、
1870、1872、1873、
1881、1983、2002、
2003、2016及び2017

<p><u>ダブラフェニブメシル酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u></p>	<p><u>4、5、13、14、25から27まで、1316、1319、1321、2476及び2477</u></p>
<p><u>ダブラフェニブメシル酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u></p>	<p><u>4、5、13、14、25から27まで、321、392から394まで、403、404、412、470から472まで、475、485から487まで、499から501まで、510、511、519、524、525、529、671、912から915まで、921から924まで、929、933、934、941、942、952から954まで、960、961、969、970、978、979、995、1002から1004まで、1013、1014、1020、1032、1042から1044まで、1050、1051、1060、1064、1067、1077、1078、1084、1089、1090、1316、1319、1321、1323、1324、1328、1329、1332、1333、1335、1336、1341、1342、1497、1502、1503、1548から1550まで、1558、1559、1575、1576、1584、1586、1618、1621、1625、1677、1682、1686、1688、1693、1696、</u></p>

		<u>1698、1700、1704、</u> <u>1705、1709、1713、</u> <u>1716、1717、1722、</u> <u>1726、1727、1735、</u> <u>1738、1743、1751、</u> <u>1752、1754、1755、</u> <u>1836から1838まで、</u> <u>1845から1847まで、</u> <u>1851、1852、1856、</u> <u>1857、1863、1864、</u> <u>1870、1872、1873、</u> <u>1881、1983、2002、</u> <u>2003、2016、2017、</u> <u>2476及び2477</u>			
22	<p>トラメチニブ ジメチルスルホキシド付加物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年11月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<u>4、5、13、14、25から</u> <u>27まで、321、392から</u> <u>394まで、403、404、</u> <u>412、470から472まで、</u> <u>475、485から487まで、</u> <u>499から501まで、510、</u> <u>511、519、524、525、</u> <u>529、671、912から915</u> <u>まで、921から924ま</u> <u>で、929、933、934、</u> <u>941、942、952から954</u> <u>まで、960、961、969、</u> <u>970、978、979、995、</u> <u>1002から1004まで、</u> <u>1013、1014、1020、</u> <u>1032、1042から1044ま</u> <u>で、1050、1051、</u> <u>1060、1064、1067、</u> <u>1077、1078、1084、</u> <u>1089、1090、1316、</u> <u>1319、1321、1323、</u> <u>1324、1328、1329、</u> <u>1332、1333、1335、</u> <u>1336、1341、1342、</u> <u>1497、1502、1503、</u> <u>1548から1550まで、</u> <u>1558、1559、1575、</u> <u>1576、1584、1586、</u> <u>1618、1621、1625、</u> <u>1677、1682、1686、</u> <u>1688、1693、1696、</u>	22	<p>トラメチニブ ジメチルスルホキシド付加物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年11月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<u>4、5、13、14、25から</u> <u>27まで、321、392から</u> <u>394まで、403、404、</u> <u>412、470から472まで、</u> <u>475、485から487まで、</u> <u>499から501まで、510、</u> <u>511、519、524、525、</u> <u>529、671、912から915</u> <u>まで、921から924ま</u> <u>で、929、933、934、</u> <u>941、942、952から954</u> <u>まで、960、961、969、</u> <u>970、978、979、995、</u> <u>1002から1004まで、</u> <u>1013、1014、1020、</u> <u>1032、1042から1044ま</u> <u>で、1050、1051、</u> <u>1060、1064、1067、</u> <u>1077、1078、1084、</u> <u>1089、1090、1316、</u> <u>1319、1321、1323、</u> <u>1324、1328、1329、</u> <u>1332、1333、1335、</u> <u>1336、1341、1342、</u> <u>1497、1502、1503、</u> <u>1548から1550まで、</u> <u>1558、1559、1575、</u> <u>1576、1584、1586、</u> <u>1618、1621、1625、</u> <u>1677、1682、1686、</u> <u>1688、1693、1696、</u>

	<u>1698、1700、1704、</u> <u>1705、1709、1713、</u> <u>1716、1717、1722、</u> <u>1726、1727、1735、</u> <u>1738、1743、1751、</u> <u>1752、1754、1755、</u> <u>1836から1838まで、</u> <u>1845から1847まで、</u> <u>1851、1852、1856、</u> <u>1857、1863、1864、</u> <u>1870、1872、1873、</u> <u>1881、1983、2002、</u> <u>2003、2016及び2017</u>			<u>1698、1700、1704、</u> <u>1705、1709、1713、</u> <u>1716、1717、1722、</u> <u>1726、1727、1735、</u> <u>1738、1743、1751、</u> <u>1752、1754、1755、</u> <u>1836から1838まで、</u> <u>1845から1847まで、</u> <u>1851、1852、1856、</u> <u>1857、1863、1864、</u> <u>1870、1872、1873、</u> <u>1881、1983、2002、</u> <u>2003、2016及び2017</u>
<u>トラメチニブ ジメチルスルホキシド付加物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>4、5、13、14、25から</u> <u>27まで、1316、1319、</u> <u>1321、2476及び2477</u>			
<u>トラメチニブ ジメチルスルホキシド付加物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>4、5、13、14、25から</u> <u>27まで、321、392から</u> <u>394まで、403、404、</u> <u>412、470から472まで、</u> <u>475、485から487まで、</u> <u>499から501まで、510、</u> <u>511、519、524、525、</u> <u>529、671、912から915</u> <u>まで、921から924ま</u> <u>で、929、933、934、</u> <u>941、942、952から954</u> <u>まで、960、961、969、</u> <u>970、978、979、995、</u> <u>1002から1004まで、</u> <u>1013、1014、1020、</u> <u>1032、1042から1044ま</u> <u>で、1050、1051、</u> <u>1060、1064、1067、</u> <u>1077、1078、1084、</u> <u>1089、1090、1316、</u> <u>1319、1321、1323、</u> <u>1324、1328、1329、</u> <u>1332、1333、1335、</u> <u>1336、1341、1342、</u> <u>1497、1502、1503、</u> <u>1548から1550まで、</u> <u>1558、1559、1575、</u>			

		<u>1576、1584、1586、 1618、1621、1625、 1677、1682、1686、 1688、1693、1696、 1698、1700、1704、 1705、1709、1713、 1716、1717、1722、 1726、1727、1735、 1738、1743、1751、 1752、1754、1755、 1836から1838まで、 1845から1847まで、 1851、1852、1856、 1857、1863、1864、 1870、1872、1873、 1881、1983、2002、 2003、2016、2017、 2476及び2477</u>
23	<u>ビメキズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等 情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（ 令和5年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第15項 の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又 は用量の変更について承認されたものに限る。）に係る ものに限る。）</u>	<u>1394、1396及び1458</u>
	<u>ビメキズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等 情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（ 令和6年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項 の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又 は用量の変更について承認されたものに限る。）に係る ものに限る。）</u>	<u>1510、1511及び1532</u>
(略)		

23	<u>ビメキズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等 情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（ 令和5年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第15項 の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又 は用量の変更について承認されたものに限る。）に係る ものに限る。）</u>	<u>1394、1396及び1458</u>
(略)		

57	リサンキズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1166から1169まで、 1171から1175まで及び 1177から1180まで
	リサンキズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1166、1167、1169、 1171、1172及び1177か ら1179まで
(略)		
64	メボリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年8月28日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	441
65	アレクチニブ塩酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年8月28日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	489から493まで、495、 503から505まで、513か ら515まで、520及び521
66	トレプロスチニル（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	594から601まで
67	アミファンプリジンリン酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	253、257、2472及び 2474

57	リサンキズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1166から1169まで、 1171から1175まで及び 1177から1180まで
(略)		
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

74	<u>メコバラミン（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	260から264まで
75	<u>テプロツムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	372から374まで、387、388及び1607から1611まで
76	<u>アミバンタマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	493
77	<u>慢性腎不全高カロリー輸液用アミノ酸／糖／電解質／総合ビタミン液（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	1794、1801、1805及び1810

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

附 則

この告示は、令和六年十一月二十日から適用する。